

1 令和3年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ NO. 23の災害対策事業の担当課がなぜ総合防災課なのか。災害時における物資調達班や福祉班が決まっている中で、災害対策の事務局を担う総合防災課が担当することに疑問を感じる。
  - ⇒ 関係部との調整の中で双方納得のもと決定している。本事業は、NO. 4の新型コロナウイルス感染症対策医療提供体制整備事業とセットとなる。NO. 4は自宅療養者の診療に対する医師会への補助であり、NO. 23は濃厚接触者に対する物資の支援である。NO. 23については保健所との迅速なやり取りが求められるため、危機管理の中核を担う総合防災課にお願いをしたが、物資の配送等は業者に委託するため事務負担は大きくないものと考えている。
- ・ 新型コロナウイルス対策思いやり応援基金の令和2年度から令和3年度にかけての積立額、取崩額及び残額はそれぞれいくらか。
  - ⇒ 令和3年度9月補正1次送付までの積立額が約6,990万円であり、今回の補正予算までの取崩額が約6,930万円で残額は60万円ほどである。
- ・ 令和2年度から財政調整基金をコロナ対策にどれほど充当したのか。
  - ⇒ 令和2年度の病院事業会計補助金に約1億円を充当した。予算ベースであれば今回の補正予算で充当している3,587万1千円も該当する。
- ・ コロナ禍において、廃業や倒産に追い込まれた市内事業者の数はどれぐらいか。
  - ⇒ 民間の帝国データバンクが公表している市内事業者の廃業、倒産数は数件である。それが実態を表しているかどうかという疑問であるが、現状としては様々な支援策を活用し何とか延命しているが、今後、増える可能性は大いにある。
- ・ NO. 23について、保健所からどのように濃厚接触者の個人情報を得るのか。国や県の方針等が変わったのか。
  - ⇒ 方針は変わっていない。濃厚接触者に対して保健所から書類を送付するが、その中に本事業の申請書を同封してもらうため、個人情報を提供してもらう訳ではない。
- ・ 昨日の報道によると、国の方針が改定され、自宅療養者等への生活支援に関して必要な場合は保健所と市町との情報連携は行っても良いこととされた。今回の事業スキームとしては保健所を通じて本人に申請書が送付されることとなるが、国の個人情報に対する取扱いは少し緩和されている。
  - ⇒ 実態としてはまだ保健所から個人情報を提供してもらえていないが、今後、確認、調整していく。

## 2 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算（第3号）について

【提 案】 市立病院

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

## 3 宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針に掲げる取組対象施設の取組状況について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 建物を解体して土地の処分や利用を考えているものはどれか。  
⇒ 中山五月台幼稚園・小学校跡地、旧中山桜台幼稚園、中ヶ谷住宅、口腔保健センター、小浜消防倉庫、ひまわりの家である。
- ・ 前期の取組がどれだけ進んでいるのか分からない。取組状況や効果等について、今後まとめていくことは考えているのか。  
⇒ 現在の取組状況や評価等については今後まとめていきたいと考えている。
- ・ 宝塚自然の家について「屋内活動場等」となっているが、前期では屋内活動場だけが対象となっているため「等」は不要でないか。また、ログハウスについても記載されているが、最適化方針では対象となっていないため、整合を図る必要があるのではないか。  
⇒ 現状としてこのような動きがあるということを記載したが、最適化方針に沿った内容で考えるならば不要であるため、表記については再度検討したい。
- ・ 除却となった施設については予算が措置されるのか。  
⇒ 除却にあたっては施設の規模により相当の予算が必要となるため、国の除却に関する起債メニューを活用しなければ難しい状況である。
- ・ 延床面積の削減の考え方は、建物の用途廃止をもって達成と考えるのか、除却までして達成と考えるのか、どちらか。  
⇒ 除却しなくても一定の維持管理経費が必要となることから、除却までして初めて面積の削減と考えるべきであると考えている。
- ・ 資料1に記載している施設はいわば氷山の一角であり、ここに記載していない施設についても進捗管理していくべきである。記載している施設ばかりをクローズアップすることで、その他の施設への意識が希薄しているように感じる。庁内の意識改革が必要である。
- ・ 大半の施設については現時点で方針が決定していない。公共施設マネジメントがなかなか進まない原因の一つに方針決定が遅れていることが挙げられる。早い段階で方針を決定すると当然ながらその後の動きも早くなる。如何にして方針を早く決めるかが今後の

公共施設マネジメントを進めていく上で重要なポイントとなるため、また違う場でそのような議論も進めていただきたい。

- ・ 幼稚園（2園）となっているが、なぜ具体的な名称を記載していないのか。  
⇒ 最適化方針を策定した令和元年7月時点では幼稚園2園が決まっていなかったため、このような表現としている。本年10月以降の園児募集の結果で対象となる幼稚園が決定する。

#### 4 宝塚市気候非常事態宣言（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 市議会で請願が採択され、審議会でも審議されてもなおパブリック・コメントを実施する必要があるのか。  
⇒ 宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例において、議決すべき事件として「都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。」があるため、今回の宣言がこれにあたりと判断し市議会に提案することを踏まえると、手続き上漏れが無いようにするため実施すべきであると考えた。
- ・ 文案については何かひな形があるのか。それとも一から考えたのか。  
⇒ 事務局で作成した文案をもとに審議会でご意見をいただき、作成した。
- ・ 宝塚市として宣言していくことを踏まえれば、市民の意見も反映した上で作成したというプロセスがあった方がより丁寧であり、市民にも身近に感じていただけるものになるのではないかと思う。
- ・ 宣言の第3段落に「私たちは」とあるが、第4段落では「宝塚市は」となっている。主体が同じであるのであれば、統一した方が良いのではないか。  
⇒ 主体は市民・事業者・市であるため、「私たちは」に修正する。